

佐賀県訓令甲第2号

本 庁
現地機関

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行等に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和8年3月17日

佐賀県知事 山 口 祥 義

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行等に伴う関係訓令の整理に関する訓令

次に掲げる訓令の規定中「生理休暇」を「フェムケア休暇」に改め、「引き続き3日以内の」を削り、「引き続き10日以内の」を「10日を超えない範囲の」に改める。

- (1) 佐賀県窯業技術センター処務規程（昭和30年佐賀県訓令甲第32号）第6条第1項第3号
- (2) 佐賀県立虹の松原学園処務規程（昭和32年佐賀県訓令甲第29号）第3条第1項第3号
- (3) 佐賀県衛生薬業センター処務規程（昭和37年佐賀県訓令甲第10号）第2条第1項第3号
- (4) 佐賀県林業試験場処務規程（昭和50年佐賀県訓令甲第5号）第6条第1項第3号

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、「引き続き3日以内の」を削る部分及び「引き続き10日以内の」を「10日を超えない範囲の」に改める部分は、公布の日から施行する。